

## 5. 後期高齢者医療特別会計

平成 20 年度から始まった「後期高齢者医療特別会計」は、高齢者の医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上及び65歳から74歳までで一定の障害があり加入を希望する人を含む高齢者を対象に、新たな高齢者医療制度が創設されたものである。

これまでは、75歳（一定の障害があると認定された人は65歳）以上の人は、国保や会社の健康保険などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていたが、平成 20 年 4 月から、これまで加入していた医療保険制度を抜けて、新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなった。

各団体(市町)で徴収した保険料と繰入金(一般会計)から、総務費(事務費)等を除いた金額を、「佐賀県後期高齢者医療広域連合(県内全自治体 10 市 10 町で構成)」に納付する制度になっている。

制度の運営は広域連合が行い、鹿島市は同制度加入者の保険料収納及び各種申請・相談の窓口業務を行った。なお広域連合全体の被保険者は、平成 22 年 3 月末現在で 112,636 人となっている。

### (1) 加入者数

平成 21 年度の鹿島市の後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)は、年度平均で 4,561 人であった。

#### ○鹿島市の後期高齢者医療制度加入者の状況(年度平均)

区 分	被保険者数 (人)	(再掲) 被用者保険の 被扶養者だった人
75歳以上	4,402	956
65～74歳	159	
合 計	4,561	



### (2) 収支状況

平成 21 年度の収支状況は、歳入総額 340,766 千円に対し、歳出総額 339,795 千円で、収支差引額で 971 千円の歳入超過となり、平成 22 年度会計へ繰り越し、広域連合への納付金として支払うこととなる。

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額 ( 千 円 )	構 成 比 ( % )	科 目	決 算 額 ( 千 円 )	構 成 比 ( % )
後期高齢者医療保険料	217,229	63.7	総 務 費	13,504	4.0
内 特 別 徴 収	136,470	40.0	後 期 高 齢 者 医 療	325,849	95.9
内 普 通 徴 収	80,759	23.7	広 域 連 合 納 付 金		
繰 入 金	121,407	35.7	内 広 域 連 合 事 務 費 分	17,643	5.2
内 事 務 費 分	13,262	3.9	内 保 険 料 納 付 金	217,704	64.1
内 広 域 連 合 事 務 費 分	17,643	5.2	内 保 険 基 盤 安 定 負 担 金	90,502	26.6
内 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	90,502	26.6	諸 支 出 金	442	0.1
繰 越 金	1,446	0.4	合 計	339,795	100.0
そ の 他	684	0.2			
合 計	340,766	100.0	○収支(歳入—歳出)	971	

### (3) 収 納 状 況

平成 21 年度保険料現年度分の調定額は 217,121 千円で、収納額は 215,830 千円となり、収納率は 99.41%となった。

#### ○保険料の状況

区 分	調定額 (円) A	収入済額 (円) B	未還付額 (円) C	収納額 (円) D=B-C	徴収率 E=D÷A
特別徴収	135,930,600	136,469,900	539,300	135,930,600	100.0%
普通徴収(現年)	81,190,800	80,101,900	202,400	79,899,500	98.41%
現年度分計	217,121,400	216,571,800	741,700	215,830,100	99.41%
普通徴収(滞納)	1,445,397	657,197	0	657,197	45.47%
保険料(合計)	218,566,797	217,228,997	741,700	216,487,297	99.05%

#### ○徴収区分

区 分	人 数
特別徴収のみ	2,101
普通徴収のみ	897
特徴・普徴両方あり	1,880
合 計	4,878

佐賀県の保険料率 所得割 8.8% 均等割 47,400円/年額
--

#### ○平成21年度の国の特別対策

1	被用者保険の被扶養者だった人が後期高齢者医療に加入した場合の保険料は、平成 20 年度に引き続き、2年間は所得割を賦課せず、均等割の1/10を徴収する(実質4,700円/年額)こととなった。
2	普通徴収対象者が拡大され、特別徴収(年金天引)の人でも希望すれば口座振替に納付方法が変更可能となった。
3	平成 20 年度に限り、7割軽減対象者は約8.5割軽減(6,900円/年額)となっていたが、平成 21 年度も継続となった。
4	平成 20 年度に引き続き、賦課の基となる所得が58万円以下の人の所得割が5割軽減(4.4%)となった。
5	平成 20 年度に引き続き、75歳到達月の高額療養費の自己負担限度額が、それ以前の医療保険の限度額と、それぞれ2分の1ずつになった。

#### ○後期高齢者医療制度の保険給付費の財源

